

2010年4月28日

世界銀行グループ 理事 式部 透 様
財務省国際局開発機関課 課長 宮原 隆 様

国際金融公社のパフォーマンス・スタンダード及び情報公開政策の改訂に関する要請書

私たちは、国際金融公社（IFC）のパフォーマンス・スタンダード及び情報公開政策が、IFCのみならず、他の公的金融機関や民間企業が行う投融資にも影響を及ぼすものとして重要視しており、2004年より実施されたIFCのパフォーマンス・スタンダード・情報公開政策の策定・改訂プロセスにおいても、コンサルテーションの方法や改訂ドラフトの内容等に対して、意見を表明して参りました。

IFCは、2009年より新たにパフォーマンス・スタンダード及び情報公開政策の改訂プロセスを実施されています。2009年9月以降、第一次パブリック・コンサルテーションを行い、私たち2団体もIFCに対して共同提言書を提出しております（<http://www.foejapan.org/aid/ifi/091116.pdf>）。また、海外のNGOとも共同で提言を行っております（<http://www.foejapan.org/aid/ifi/20100311.pdf>）。

現在、IFCでは、IEG及びCAOによるレポートを受けてドラフトを作成しており、このドラフトは、5月5日の開発効果に関する理事会小委員会（CODE）で公開が了承され場合、6月以降世界各地で実施される第二次パブリック・コンサルテーションの場で議論されるものと認識しております。

私たちは、6月以降のパブリック・コンサルテーションで上記提言書の内容について詳細に議論させていただきたいと考えておりますが、有意義な議論を行うには、少なくとも改訂ドラフトは下記の点を満たしていることが不可欠であると考えております。

1. 現行のパフォーマンス・スタンダード及び情報公開政策の基準から後退しないこと
2. 過去に問題が生じた案件の教訓が十分に活かされたものであること
3. 他の多国間開発銀行（MDBs）のセーフガード政策及び情報公開政策の基準よりも低い場合、適切な根拠が示されていること

したがって、5月5日の理事会小委員会では、改訂ドラフトが上記の点を満たしていることを確認の上、了承していただけますよう、お願い申し上げます。

提出者：「環境・持続社会」研究センター（JACSES）
国際環境 NGO FoE Japan